

特掲診療科の施設基準等 [第12 手術]	
区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	4
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	18
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植手術	0
カ 肝切除等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術	
胸腔鏡下交感神経節切除術 等	0
その他に分類される手術	
ア 人工関節置換術	0
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術 及びペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和6年1月～12月まで

令和6年12月31日現在